

新型コロナウイルス陽性者*¹が確認された場合の対応について

1. 陽性者について

①職員に陽性が確認された場合

- ・本人は帰国者・接触者相談センター（以下センター）の指示に従う。
- ・濃厚接触者（同じ検診車両等に同乗し行き来したスタッフ全員、及び協会内外問わず半径 2m の範囲でマスクを着用せず 3 分以上会話、あるいは 1メートル以内で 15 分以上接触）は 2 週間出勤停止・経過観察とする。症状等あればセンターに相談する。

②同居家族等に陽性が確認された場合

- ・当該職員は 2 週間出勤停止・経過観察とする。症状等あればセンターに相談する。

③健診先の受診者に陽性が確認された場合

- ・健診実施時の健診班スタッフ (a) および、発覚まで(a)のスタッフと同じ健診班で、濃厚接触（同じ車両に同乗し行き来したスタッフ全員、及び協会内外問わず半径 2m の範囲でマスクを着用せず 3 分以上会話、あるいは 1メートル以内で 15 分以上接触）した職員全員 2 週間出勤停止・経過観察とする。症状等あればセンターに相談する。

④人間ドック・施設内健診及びふわり受診者に陽性が確認された場合

- ・健診実施時のスタッフの中で、濃厚接触（内外問わず半径 2m の範囲でマスクを着用せず 3 分以上会話、あるいは 1メートル以内で 15 分以上接触）した職員は、全員 2 週間出勤停止・経過観察とする。その他のスタッフは概ね 5 日間の出勤停止及び経過観察とし、症状等あればセンターに相談する。

2. 休業・消毒について

①職員、ドック・施設内健診及びふわり受診者に陽性が確認された場合は、休館し館内の消毒をする。職員の健康状態を観察し、陽性者が出ないことを確認後再開する。休館は概ね 5 日間とする。

②巡回健診で陽性者が確認された場合は、当該検診車および乗車スタッフの行動範囲を消毒、2 日間同検診車の配車はしない。

3. 公表について

①陽性者が確認された場合は速やかにホームページに公表する。

*1:今のところ帰国者・接触者相談センター及び指定医療機関で行われた PCR 検査（行政検査）等での検査を言う。

陽性者が確認された場合の対応・休業期間等については、帰国者・接触者センターに相談し、指示を仰ぐこととする。

新型コロナウイルス感染予防対策として、陽性者との濃厚接触者及び影響を最小限に抑えるために、健診班スタッフは固定（ONE TEAM）しております。

令和 2 年 4 月 8 日

令和 2 年 4 月 9 日更新

令和 2 年 5 月 8 日更新

公益財団法人岩手県予防医学協会